



熊本県小売業 S A F E 協議会を開催しました。

熊本労働局では、昨年度に引き続き県内の小売業 5 事業場及び 3 団体で構成する、熊本県小売業 S A F E 協議会を開催しました。

S A F E とは、Safer Action For Employees の略語であり、従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体の名称です。

県内では、小売業における休業 4 日以上労働災害(コロナウイルス感染症を除く)のうち、転倒及び腰痛等の行動災害が多く発生していることから、これらの労働災害防止対策をはじめ、各事業場における取組事例の発表や安全衛生上の課題について情報交換を行うことを目的として設置したものです。

令和 5 年度第 1 回目の熊本県小売業 S A F E 協議会について

実施日	令和 5 年 10 月 24 日(火)
場所	熊本地方合同庁舎 A 棟 1 階記者会見室(熊本市西区春日 2 丁目 1 0 - 1)
内容	昨年度までの協議会における取組状況の説明、協議会構成員事業場において取り組まれている安全衛生対策を発表してもらうことにより、好事例や問題点等の情報共有を図りました。

本協議会は、冒頭に、熊本労働局労働基準部長から、「令和 5 年度からの第 14 次労働災害防止推進計画においては、7 つの重点事項について取組を推進すること。小売業においては特に、転倒災害などの行動災害防止対策、安全衛生教育の実施、高年齢労働者の労働災害防止対策としてエイジーフレンドリーガイドラインの取組を推進する必要がある。」とのメッセージが伝えられました。

その後、熊本労働局担当者から第 14 次労働災害防止推進計画の重点事項及びアウトプット指標、熊本における労働衛生の現状等について説明を行った後、構成員事業場の取組内容として、お掃除ロボットの活用による清掃作業の省力化、健康創造ミーティングにおいて現場からの意見を集約した結果に基づく職場の改善、労働災害防止対策に係る問題点等の情報について共有しました。

今後も、熊本労働局では小売業における労働災害防止のための施策を推進してまいります。



協議会開催の様様